

(表紙)

白川町森林整備計画
変更計画

白川町森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

岐阜県
白川町

令和5年3月31日変更
白川町告示第12号

岐阜県白川町

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、白川町森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和5年4月1日とします。

白川町森林整備計画の一部変更

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 (略)
- 2 森林整備の基本方針
- 3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 (略)
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 (略)

第2 造林に関する事項

- 1 (略)
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 (略)
- 5 (略)

第3 (略)

第4 (略)

第5 (略)

第6 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林
- 3 (略)

第7 (略)

第8 (略)

第9 (略)

第10 (略)

第11 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 (略)

第12 (略)

第13 (略)

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法
- 2 (略)

第2 (略)

IV～VI (略)

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 (略)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、飛騨川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められているところです。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す『森林配置計画』が策定され、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、災害に強い循環型の森林づくりを進めるため、森林配置計画に沿った施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めることとされています。

本計画では、飛騨川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとします。また、各機能に応じた対象とすべき森林及び望ましい姿は、表I-1-2-1のとおりです。

(略)

(2) (略)

3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

(2) (略)

3 (略)

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、道路や人家の日照確保のため伐採した森林及び岐阜県里山林整備事業により整備したバッファゾーン（緩衝帯）については、この対象から除外するものとします。この場合において、バッファゾーン（緩衝帯）の対象除外期間は「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中とします。

1 (略)

2 天然更新に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、カラマツ、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、Ⅵ付属資料2別表5を参照。

(4)～(6) (略)

(7) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、町長は造林者に対して、表Ⅱ-2-2-6により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

表Ⅱ-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。
その他	白川町長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

3～5 (略)

第3 (略)

1 (略)

2 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

表Ⅱ-2-1-1によるものとします。

イ 天然更新の場合

表Ⅱ-2-2-1によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

表Ⅱ-2-2-4によるものとします。

3 その他造林について必要な事項

事業対象地域及びその周辺に分布、生育する樹種は、一般に気象条件に適合した樹種と見なすことができますが、土壌条件や水分条件は植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要です。

育成複層林において下層木植栽を行う場合は、耐陰性の高い樹種（陰樹）や品種を選択するよう努めます。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設

定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、Ⅵ付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) (略)

3 (略)

第5 1 (略)

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮する。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

① 客観的指標による木材生産適地の抽出

県が整備する森林簿データを用いて、図Ⅱ-5-2-1に示す条件および手順によりあてはめる林小班を木材生産適地として抽出します。

なお、以下の条件については、飛騨川地域森林計画に示す基準を変更して設定します。

4 将来目標区分ごとの施業基準等

将来目標区分ごとの施業基準等については、表Ⅱ-5-5-1のとおりとしますが、各々の森林の自然条件等に合わせ作業方法を変更するなど、画一的な施業にならないよう留意することが必要です。

表Ⅱ-5-5-1 将来目標区分ごとの施業基準等

区分	現況	施 業 の 基 準 等
共通事項		・保全対象森林（保安林等）で作業を実施する場合には林地等の保全に留意する。 ・ニホンジカ被害発生地域においては必要に応じて更新木等の保護を図るためシカ柵等の防除資材の設置を行う。
木材生産林	天然林 （主に広葉樹林）	○保育 ・用材生産林での除間伐は、針葉樹人工林のような面的・定性的な管理ではなく、育成木の支障になる木だけを伐採するような単木的な管理を行う。不用意な伐採は、コストの増加や幹部での後生枝の発生を誘発するため伐採は必要最小限とする。 ○伐採 ・皆伐を実施する場合には、公益的機能の低下を最小限にするため、小面積皆伐を基本とする。 ・保全上必要な場合は、保残木又は保護樹帯を設置すること。 ○更新 ・大径材生産を行う林分では、萌芽力の低下により萌芽更新が困難になることが予想されるため、皆伐を行った場合には、目標林型にあわせ、天然下種更新や植栽により確実な更新を図る。 ・生産目標樹種の更新について天然更新によりがたい場合には、人工植栽による更新を図る。 ・ササ地など更新が困難な場所においては稚樹の刈り出しなど、更新補助作業を十分に行うこと。 ○その他 ・パルプ・チップ、キノコ原木、バイオマス燃料生産林では、萌芽更新力の高い樹種を活用し10～30年周期での伐採による省力的施業を行う。 ・用材生産林では、目的樹種の成立本数等から用材生産林としての可否の判断を行う。用材生産林に適さない場合には、パルプ・チップへの用途変更、植栽による樹種転換を図るものとする。 ※施業例については「〇〇地域森林計画 資料編 表2-4-1」などを参考とする。
	人工林 （主に針葉樹林）	○保育 ・初期成長が早い苗木の活用などにより下刈り作業の省力化を行う。 ・目標林型にあわせて、従来型の密度管理を用いた間伐だけでなく、将来木施業のような単木管理型の間伐についても活用を図る。 ・間伐の遅れによる林床植生の消失など、公益的機能の低下が危惧されるような林分状況にならないよう適切な管理を行う。 ○伐採 ・公益的機能の低下を最小限にするため、皆伐を実施する場合には小面積皆伐を基本とする。 ・保全上必要な場合は、保残木又は保護樹帯を設置すること。 ○更新 ・植栽による更新を基本とする。 ・自然条件、目標林型等に合わせた低コストな造林方法を可能な限り導入する。

区分	現況	施 業 の 基 準 等
環境保全林	天然林	○特段の施業を要しない。
	人工林 (植栽木の優占度一低)	○保育（広葉樹優占度の増加） ・広葉樹林化を促進するため、広葉樹の生育に支障となる針葉樹を必要に応じて伐採する。 ・不成績造林地では、同一林分内であっても自然条件等により立木本数が異なるため、針葉樹一斉林のような面的な整備の考え方ではなく、小面積・単木的な単位での管理を行う。 ・広葉樹林化を目標とするが、支障木となっていない限り、伐採コスト等を勘案し無理な針葉樹伐採は行わない。 ○その他 ・植栽由来木の伐採以外は基本的に施業を行わず、自然の遷移にゆだねる。
	人工林 (植栽木の優占度高)	○保育 ・健全な針葉樹人工林が成立している場合、当面針葉樹人工林として管理することも可とする。 ・間伐遅れ林分では、表土流亡による埋土種子の消失、実生の定着阻害などにより広葉樹の侵入が妨げられることが想定されるため、施業実施前に表土の状況等を確認すること。 ・表土流亡が発生している林分では伐採木を等高線と並行方向に残置するなど土砂流出の防止に留意する。 ○更新（広葉樹の導入） ・針葉樹一斉林に広葉樹を導入するため、必要に応じて更新伐（100㎡以上の群状伐等）を実施する。 ・積極的に樹種転換を図る必要がある場合には1ha未満の皆伐で、周辺森林を残置し、モザイク状に伐採していく施業も可。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、再造林を行う。 ・若～壮齢の森林については更新伐実施後数年で更新予定地の照度が低下することが予想されるため、伐採区の大きさ、林冠の再開鎖の速度等に応じて追加の更新伐を実施すること。 ○その他 ・広葉樹の導入にあたっては、対象林分の林床植生、周辺林分の樹種構成、広葉樹林との位置関係に留意し、導入の難易について把握したうえで実施すること（現在、すべての針葉樹人工林について適応可能な針広混交林化技術はなく、可能な立地は限定される。隣接広葉樹林、前生樹がない場合には天然更新による針広混交林化は非常に困難）。 ・針広混交林化には、複数回の間伐等の伐採を実施するなど光環境の制御が必要であるなど手間がかかることに留意すること。 ・相対照度が高くなりすぎた場合、ススキなどの草本種の繁茂により高木性木本種の更新が妨げられる恐れがあるため、安易な強度間伐の実施を控えること。

第6～第7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

1・2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 作業路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設します。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装：m、改良：箇所)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及 び 箇所数	前半5力 年の 計画箇 所	対 図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	2,000	○	白川町-1-開設	
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,300	○	白川町-2-開設	
開設	自動車道		白川町	加屋線	1,000	○	白川町-3-開設	
開設	自動車道		白川町	永畑六呂山線	2,000	○	白川町-4-開設	
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000	○	白川町-5-開設	
開設	自動車道		白川町	厩ヶ洞線	1,400	○	白川町-6-開設	
開設	自動車道		白川町	大谷線	1,000	○	白川町-7-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	1,000	○	白川町-8-開設	
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000	○	白川町-9-開設	
開設	自動車道		白川町	水戸野線	1,500	○	白川町-10-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	角料線	500	○	白川町-1-専用道	
開設	自動車道	指定林道	白川町	尾城山線	1,000		白川町-11-開設	
開設	自動車道		白川町	浄蓮寺線	1,000	○	白川町-12-開設	
開設	自動車道		白川町	大谷線	500		白川町-13-開設	
開設	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000		白川町-14-開設	
開設	自動車道		白川町	鬼比居線	1,000		白川町-15-開設	
開設	自動車道		白川町	永畑六呂山線	1,000		白川町-16-開設	
開設	自動車道		白川町	丸山線	1,500		白川町-17-開設	
開設	自動車道		白川町	徳田無渡線	2,000		白川町-18-開設	
開設	自動車道		白川町	飛川線	2,000		白川町-19-開設	
開設	自動車道		白川町	白山東線	2,000		白川町-20-開設	
開設	自動車道		白川町	郷坂線	1,000		白川町-21-開設	
開設	自動車道		白川町	御宮尾城山線	3,300	○	白川町-22-開設	

開設	自動車道		白川町	白山線	2,000	○	白川町-23-開設	
開設	自動車道		白川町	氏子線	1,000	○	白川町-24-開設	
開設	自動車道		白川町	野多押線	1,000	○	白川町-25-開設	
開設	自動車道		白川町	成山線	2,000		白川町-26-開設	
開設	自動車道		白川町	響石線	2,000		白川町-27-開設	
開設	自動車道		白川町	白山線	2,000		白川町-28-開設	
開設	自動車道		白川町	氏子線	2,000		白川町-29-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1,500	○	白川町-30-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	2,000		白川町-31-開設	
開設	自動車道		白川町	烏山線	1,500	○	白川町-32-開設	
開設	自動車道		白川町	烏山線	2,000		白川町-33-開設	
開設	自動車道	林業専用道	白川町	佐見北線	2,500	○	白川町-34-開設	
			前期		19	29,500		
			後期		16	26,000		
開設 計					35	55,500		
拡張(改良)	自動車道		白川町	加茂東線	9	○	白川町-1-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	尾城山線	8	○	白川町-2-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白北線	16	○	白川町-3-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	広島線	3	○	白川町-4-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	笹畑頭谷線	12	○	白川町-5-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	御宮有本線	10	○	白川町-6-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	久須見大野線	5	○	白川町-7-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	城ヶ根線	2	○	白川町-8-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川1線	4	○	白川町-9-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	中須崎線	3	○	白川町-10-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	遠ヶ根線	8	○	白川町-11-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	後山西山線	3	○	白川町-12-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丈右エ門線	2	○	白川町-13-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	氏子線	4	○	白川町-14-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	水無線	2	○	白川町-15-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	向山線	3	○	白川町-16-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	加茂東線	5		白川町-17-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	尾城山線	5		白川町-18-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白北線	4		白川町-19-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	白山線	5	○	白川町-20-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丈右エ門線	6		白川町-21-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	氏子線	4		白川町-22-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	御宮有本線	4	○	白川町-23-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	井戸小屋線	4		白川町-24-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	野多押線	3		白川町-25-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	伊佐峠線	3		白川町-26-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	後山西山線	5		白川町-27-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	樽ヶ洞線	3		白川町-28-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	丸山線	4	○	白川町-29-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	向山線	5		白川町-30-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	野多押線	3	○	白川町-31-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	成山線	22	○	白川町-32-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	黒川中川2線	5	○	白川町-33-改良	
拡張(改良)	自動車道		白川町	笹畑支線	2	○	白川町-34-改良	

拡張（改良）	自動車道	林業専用道	白川町	頭谷丸山線	6	○	白川町-35-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	丸山線	3		白川町-36-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	白山線	5		白川町-37-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川1線	5		白川町-38-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	黒川中川2線	5		白川町-39-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	久須見大野線	5		白川町-40-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	遠ヶ根線	7	○	白川町-41-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	小坂線	5	○	白川町-42-改良	
拡張（改良）	自動車道		白川町	厩ヶ洞線	1	○	白川町-43-改良	
拡張（改良）	自動車道	指定林道、 林業専用道	白川町	瀬戸ヶ平線	1	○	白川町-44-改良	
			前期		28	159		
			後期		16	70		
拡張（改良）計					44	229		
拡張（舗装）	自動車道		白川町	尾城山線	4,000	○	白川町-1-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	タル坂線	200	○	白川町-2-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	向山線	2,000	○	白川町-3-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	室山金山線	1,600	○	白川町-4-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	御宮有本線	4,500	○	白川町-5-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	黒川中川線	3,000	○	白川町-6-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	前平線	2,700	○	白川町-7-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	氏子線	3,000	○	白川町-8-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	尾城山線	1,000		白川町-9-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	水戸野線	2,000		白川町-10-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	白山東線	3,000		白川町-11-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	飛川線	3,000		白川町-12-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	鳥屋線	2,000	○	白川町-13-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	黒川中川線	2,000		白川町-14-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	石木六呂山線	2,000		白川町-15-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	頭谷丸山線	2,000		白川町-16-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	城ヶ根線	2,000	○	白川町-17-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	丸山線	1,000		白川町-18-舗装	
拡張（舗装）	自動車道		白川町	徳田無渡線	1,000		白川町-19-舗装	
			前期	10	25,000			
			後期	9	17,000			
拡張（舗装）計				19	42,000			

※位置については、概要図にて図示する。

イ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、
「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

（3）細部路網の作設に係る留意点

ア 細部路網の整備計画

① 計画上の留意事項

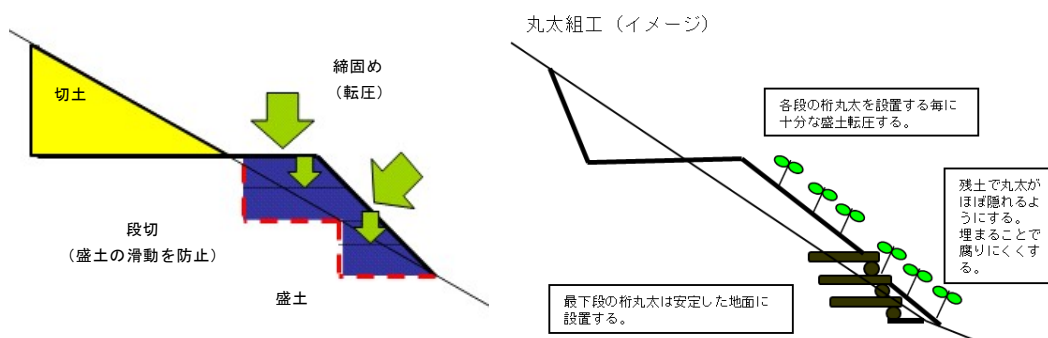
森林作業道の開設は、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを促進します。

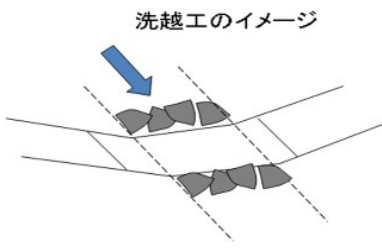
- ・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。
- ・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。
- ・崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所及び人家や水源地等重要な保全対象が直下にある場所では、路網や土場の設置を避けることを基本とします。

② 施工上の留意事項

- ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5 m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 

小溪流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。	 洗越工のイメージ
路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。	
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。	

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道を長く使用していくため、施設管理者は直接施業に使用していない時も定期的に点検を行い、必要に応じ補修を行うなど適切な維持管理に努めます。

4 (略)

第9 (略)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3により定めるものとします。

鳥獣害防止森林区域は「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき設定することを基本としますが、ニホンジカは全域で被害が確認されていることから、計画区域内の全域を鳥獣害防止森林区域に指定します。

(2) (略)

第2 (略)

IV ~ VI (略)

【別表 3】鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	計画区域内の全域	20,957.44
カモシカ	8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 77, 78, 79, 80, 447, 448, 449, 452, 453, 454, 467, 468, 481, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500	1,900.19

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の白川町森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 4】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域					備考
市（町村）	林班	準林班	小班	枝番	
【別紙 2 による】					

【別表 6】森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区 分	面 積 (ha)
木 材 生 産 林	18,068.76
環 境 保 全 林	2,888.68
観 光 景 観 林	8,474.08
生 活 保 全 林	21.34

林班	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備 考
	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
1		○	○		
2		○	○		
3		○			
4		○	○		
5		○	○		
6		○			
7		○	○		
8		○	○		
9		○	○		
10		○	○		
11		○	○		
12	○		○		
13		○	○		
14	○		○	○	
15		○			
16		○	○		
17		○	○		
18		○			
19		○			
20		○			
21		○			
22		○			
23	○				
24	○				
25		○	○		
26		○	○		
27	○		○		
28	○		○		

29	○				
30	○		○		
31	○		○		
32	○		○		
33	○		○		
34	○		○		
35	○		○		
36		○	○		
37	○		○		
38	○				
39	○				
40	○				
41	○				
42	○				
43	○				
44	○				
45	○				
46	○				
47	○		○		
48	○		○		
49	○		○		
50	○				
51	○		○		
52	○		○		
53	○		○		
54	○		○		
55	○				
56		○	○		
57	○		○		
58	○				
59	○				
60	○				
61	○				
62		○	○		
63		○	○		
64	○		○		
65	○				
66	○		○		
67	○		○		

68	○		○		
69	○				
70	○				
71	○				
72		○	○		
73	○		○		
74		○	○		
75		○	○		
76	○				
77	○				
78	○				
79	○				
80	○				
81	○		○		
82	○		○		
83	○		○	○	
84	○		○		
85	○		○		
86	○		○		
87	○				
88	○		○		
89	○		○		
90	○		○		
91	○				
92	○		○		
93		○	○		
94	○				
95		○			
96		○	○		
97		○	○		
98	○		○		
99	○		○		
100	○		○		
101	○		○		
102		○	○		
103	○		○		
104		○			
105		○			
106		○			

107		○			
108	○				
109		○			
110	○	○			イ(環境保全)ロ(木材生産)
111		○			
112	○		○		
113	○		○		
114		○	○		
115	○				
116	○				
117	○				
118	○				
119	○				
120		○	○		
121	○				
122	○				
123	○				
124	○		○		
125	○				
126	○				
127	○				
128	○				
129	○		○		
130	○		○		
131		○	○		
132	○		○		
133	○				
134		○	○	○	
135	○				
136	○				
137	○				
138		○	○	○	
139	○		○	○	
140	○		○		
141	○				
142	○				
143	○				
144		○			
145	○				

146	○		○		
147		○	○		
148	○				
149	○		○		
150	○		○		
151	○		○		
152	○		○		
153	○		○		
154	○		○	○	
155	○				
156	○		○	○	
157	○		○	○	
158	○				
159	○				
160	○				
161	○				
162	○				
163	○				
164		○			
165	○				
166		○			
167	○				
168	○				
169	○				
170	○				
171	○				
172	○				
173	○				
174	○				
175	○				
176	○				
177	○				
178	○		○	○	
179	○				
180	○				
181	○		○		
182	○		○		
183	○		○		
184	○		○		

185	○		○		
186	○		○		
187	○		○		
188	○				
189	○				
190	○		○		
191	○		○		
192	○				
193	○		○		
194	○				
195	○				
196	○				
197	○				
198	○				
199	○				
200	○		○		
201	○				
202	○				
203	○				
204	○				
205	○		○		
206	○		○		
207	○		○		
208	○				
209	○		○		
210	○		○		
211	○				
212	○				
213	○				
214	○				
215	○				
216	○				
217	○				
218	○				
219	○				
220		○			
221	○				
222	○				
223	○				

224	○				
225	○				
226	○				
227	○				
228	○		○		
229	○				
230	○				
231	○				
232	○		○		
233	○		○		
234	○		○		
235	○		○		
236	○		○		
237	○		○		
238	○				
239	○		○		
240	○		○		
241	○		○		
242	○				
243	○				
244	○				
245	○				
246	○				
247	○				
248	○				
249	○				
250	○				
251	○				
252		○			
253	○				
254	○		○		
255	○				
256	○				
257	○				
258	○				
259	○				
260	○				
261		○			
262	○				

263	○				
264	○				
265	○				
266	○				
267	○				
268	○				
269	○				
270	○				
271	○				
272	○		○		
273	○				
274	○		○		
275	○		○		
276	○		○		
277	○				
278	○		○		
279	○		○		
280	○		○		
281	○		○		
282	○				
283	○				
284	○		○		
285	○		○		
286	○				
287	○		○		
288	○		○		
289	○		○		
290	○				
291	○				
292	○		○		
293	○				
294	○				
295	○				
296	○				
297	○				
298	○				
299	○				
300	○				
301	○				

302		○			
303	○				
304	○		○		
305	○		○		
306	○		○		
307	○		○		
308	○		○		
309	○		○		
310	○		○		
311	○		○		
312	○		○		
313	○		○		
314	○		○		
315	○		○	○	
316	○				
317	○			○	
318	○			○	
319	○				
320	○				
321	○				
322	○				
323	○				
324	○				
325	○				
326	○				
327	○				
328	○				
329	○				
330	○				
331	○				
332	○				
333	○				
334	○				
335	○				
336	○				
337	○				
338	○		○	○	
339	○		○		
340	○		○	○	

341	○		○	○	
342	○			○	
343	○		○	○	
344	○		○		
345	○		○		
346	○		○		
347	○		○		
348	○		○		
349	○				
350	○				
351	○				
352	○				
353	○		○		
354	○		○		
355	○		○		
356	○		○		
357	○				
358	○		○		
359	○		○		
360	○		○		
361	○		○		
362	○		○		
363	○		○		
364	○				
365	○				
366	○				
367	○				
368		○			
369	○				
370	○				
371	○				
372	○				
373	○				
374	○				
375	○				
376	○				
377	○				
378	○				
379	○				

380	○				
381	○				
382	○				
383	○				
384	○				
385	○				
386	○		○		
387	○				
388	○				
389	○				
390	○		○		
391	○		○		
392	○		○		
393	○		○	○	
394	○				
395	○				
396	○				
397	○		○		
398	○				
399	○				
400	○				
401	○				
402	○				
403	○				
404	○				
405	○				
406	○		○		
407	○				
408	○		○		
409		○	○	○	
410	○		○	○	
411	○		○		
412	○		○		
413	○		○		
414	○		○		
415	○		○		
416	○		○	○	
417	○				
418	○				

419	○				
420	○				
421	○				
422	○				
423	○				
424	○				
425	○				
426	○				
427	○				
428		○			
429	○		○		
430	○				
431	○				
432	○			○	
433	○		○		
434	○		○		
435	○		○	○	
436	○				
437	○			○	
438	○		○		
439	○			○	
440	○			○	
441	○			○	
442	○				
443	○			○	
444	○				
445	○			○	
446	○			○	
447	○		○		
448	○		○	○	
449	○		○	○	
450	○		○		
451	○		○		
452	○				
453	○				
454	○				
455	○				
456	○				
457	○				

458	○		○		
459	○		○		
460	○		○		
461		○			
462		○			
463	○		○		
464	○		○		
465	○		○	○	
466	○		○	○	
467	○		○		
468	○		○		
469	○				
470	○				
471	○				
472	○				
473	○				
474	○				
475	○				
476	○				
477	○				
478	○				
479	○				
480	○				
481	○		○		
482	○				
483	○				
484	○				
485	○				
486	○				
487	○				
488	○				
489	○		○		
490	○		○		
491	○		○		
492	○		○		
493	○				
494	○		○		
495	○				
496	○		○		

497	○		○		
498	○		○		
499	○		○	○	
500	○				

※ “○” は各区分に設定することの合意形成が得られたことを示す。

※備考欄の記載事項は以下のとおりである。

白地：現時点では木材生産林または環境保全林の区分を決めていない林班

独自基準1：表Ⅱ-5-2-1による判定後、白川町が独自に設けた基準1により、区分が変更となった林班

独自基準2：表Ⅱ-5-2-1による判定後、白川町が独自に設けた基準2により、区分が変更となった林班

・